

公募「市場の駅（都城市公設地方卸売市場内の関連商品売場棟）出店」 募 集 要 項

令和2年5月28日

1 目的

「市場の駅（都城市公設地方卸売市場内の関連商品売場棟）」は、平成22年4月から活性化等を目的として、市民に開かれた施設となりました。今回、施設の老朽化等により、リニューアル（新築）されることとなったことから、一層の活性化等を図るために広く入店を募集します。

2 内容

市場の駅内の一部店舗について、食堂や生鮮食料品等の販売事業者などで、市民ニーズや市場事業に適合し、施設の活性化が見込まれる事業者に貸付を行います。

3 対象施設

都城市公設地方卸売市場内関連商品売場（都城市志比田町5571番地1）

- ① 90平方メートル 1室（飲食店）
- ② 60平方メートル 1室（飲食店）
- ③ 30平方メートル 1室

4 貸付期間

令和3年4月1日以降を始期として、5年ごとの更新を予定しています。

5 施設利用料

1平方メートルにつき月額1,100円（現在）

※リニューアルに伴い、利用料を増額する予定です。

※消費税及び地方消費税は含まれません。

※使用期間が1月に満たない場合は、1月を30日とする日割り計算により算出します。

6 光熱水費

施設利用料のほかに、光熱水費（電気代、水道代、ガス代（利用時）、共益費（共用部分の電気代等）の負担が必要です。

7 保証金

市場利用料月額の6倍に相当する額を保証金として預託する必要があります。

8 関連事業

- ①生鮮食料品等の販売等

- ②市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬その他市場機能の充実に資する業務
 - ③飲食店営業その他市場の利用者及び来場者等に便益を提供する業務
- ※特に、食堂及び鮮魚取扱事業者を募集します。

9 応募基準

以下のいずれにも該当しない者（法人の場合は、役員に以下のいずれかに該当する者がいないこと）

- ①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- ③関連事業者の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
- ④業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者
- ⑤暴力団関係者

10 応募方法

(1) 提出書類（各1部）

①関連事業者許可（更新）申請書

申請書に以下の区分に応じた書類を添付してください。

②-1 申請者が法人の場合

ア定款及び規約等

イ登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ貸借対照表及び損益計算書

エ誓約書

オ事業開始日以後2年間における事業計画書

カ代表者及び役員の履歴書

キ代表者及び役員につき、市町村長の発行する身分証明書

ク株主又は出資者の氏名及び持株数又は出資額を証する書類

ケ誓約書兼同意書（暴力団排除条例）

コ市町村民税の納税証明書その他市長が必要と認める書類

②-2 申請者が個人の場合

ア履歴書

イ申請者の住所氏名が確認できる書類又はその写し

ウ市町村長の発行する身分証明書

エ事業開始日以後2年間における事業計画書

オ誓約書

カ誓約書兼同意書（暴力団排除条例）

キ市町村民税の納税証明書その他市長が必要と認める書類

※登記事項証明書、身分証明書、住民票を提出する場合は原本

(2) 応募受付

応募しようとする者は、受付場所へ提出書類を持参してください。郵送による応募は受け付けません。

①受付期間

令和2年5月28日（木）から令和2年7月3日（金）

午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。市公設地方卸売市場は、水・土は午前9時から12時まで）

②受付場所

市役所農政課（市役所本館4階） 都城市姫城町6-2-1

電話 0986-23-2768

市公設地方卸売市場（管理事務所） 都城市志比田町5571-1

電話 0986-25-5242

(3) その他

①必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。

②市が補正等を求める場合を除き、受付期間終了後の応募書類の変更、差し替え及び再提出は認めません。

③応募に必要な一切の経費は、全て応募者の負担とします。

④応募受付後に辞退する場合は、書面（任意様式）により申し出てください。

11 貸付先候補者の選定及び貸付先の決定

(1) 貸付先候補者の選定

提出された関連事業者許可（更新）申請書等の記載内容を精査し、貸付先候補者を選定します。

※原則、提出された申請書等により審査しますので、様式等の取り違いや記載漏れ等ないように注意してください。

(2) 貸付先候補者の決定

審査委員会による審査に基づき、貸付先候補者を決定します

※決定後の辞退は、原則、認められません。

(3) 決定結果の通知

貸付先候補者の決定結果は、速やかに、応募者全てに書面により通知します。

12 許可証の交付

(1) 関連事業者許可証

市長は、貸付を許可した事業者に対して、関連事業者許可証を交付します。

(2) 保証金

関連事業者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託する必要があります。

13 その他

以下のいずれかに該当する場合は、応募・貸付先の決定を失効又は無効とします。

- ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ②貸付先の審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ③この募集要項に違反すると認められる場合

14 問い合わせ先

都城市農政部農政課 平川

〒885-8501 都城市姫城町6-21（都城市役所4階）

電話 0986-23-2768

FAX 0986-23-2660

e-mail nosei@city.miyakonojo.miyazaki.jp